



福岡医発第 2667 号(地)

平成 26 年 12 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

飯塚市子ども医療費支給制度の改正について

今般、平成 27 年 1 月から飯塚市の子ども医療費支給制度における対象年齢の拡大による改正が別紙「飯塚市子ども医療費支給制度の改正について」のとおり行われる旨、別添のとおり飯塚市より通知が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知並びに別添「制度改正周知用ポスター」の配布につきご高配賜りますようお願い致します。

なお、下記事項は制度改正に伴う留意点でありますのでご参照ください。

記

1. 従来の「小学生就学前までの乳幼児」及び「小学校 1 年生～小学校 3 年生修了前までの児童」の医療証と「小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童」の医療証が異なります。
※小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童の医療証は、有効期間が入院のみの表示になります。
2. 「小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童」に対する支給は、入院のみが対象です。対象者が限定されるため、医療証は申請を行った方に対してのみ発行致します。急な入院等で医療証を持っていない場合は、手続きを行って医療証を提示するようご案内をお願いします。
3. 「小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童」が一部負担金の支払いまでに医療証を提示しなかった場合は、通常の一部負担金を徴収し、領収証を発行してください。領収証を市役所または支所の窓口へ提示することにより、自己負担額を控除した額の支給を申請することができますので、ご案内をお願いします。
4. 重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療適用者については、それぞれの制度が優先となります。

福岡県医師会会長 様

飯塚市長 齊 藤 守 史
(医療保険課 医療給付係)

飯塚市子ども医療費支給制度の改正について（依頼）

日頃から本市の公費医療費支給制度につきまして、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、平成 27 年 1 月から本市の子ども医療費支給制度における対象年齢の拡大による改正を別紙「飯塚市子ども医療費支給制度の改正について」のとおり行うこととしております。

つきましては、制度周知のため、貴会会員様に「公費医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（依頼）」、「飯塚市子ども医療費支給制度の改正について」及び「制度改正周知用ポスター」の配布をお願いいたします。

なお、特に下記事項にご留意ください。

記

1. 従来の「小学校就学前までの乳幼児」及び「小学校 1 年生～小学校 3 年生修了前までの児童」の医療証と「小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童」の医療証が異なります。
※小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童の医療証は、有効期間が入院のみの表示になります。
2. 「小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童」に対する支給は、入院のみが対象です。対象者が限定されるため、医療証は申請を行った方に対してのみ発行いたします。急な入院等で医療証を持っていない場合は、手続きを行って医療証を提示するようご案内をお願いします。
3. 「小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童」が一部負担金の支払いまでに医療証を提示しなかった場合は、通常の一部負担金を徴収し、領収証を発行してください。領収証を市役所または支所の窓口で提示することにより、自己負担額を控除した額の支給を申請することができすので、ご案内をお願いします。
4. 重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療適用者については、それぞれの制度が優先となります。

お問い合わせ先

飯塚市役所 医療保険課 医療給付係

〒820-8501

福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

電話 0948-22-5500(代) 内線 1144

FAX 0948-25-0560(直通)

メール iryou@city.iizuka.lg.jp

保 険 医 療 機 関 各 位

飯塚市長 齊 藤 守 史
(医療保険課 医療給付係)

飯塚市子ども医療費支給制度の改正について（依頼）

日頃から本市の公費医療費支給制度につきまして、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。
さて、平成 27 年 1 月から本市の子ども医療費支給制度における対象年齢の拡大による改正を別紙「飯塚市子ども医療費支給制度の改正について」のとおり行うこととしております。

つきましては、制度周知のため、「飯塚市子ども医療費支給制度の改正について」及び「制度改正周知用ポスター」の掲示をお願いいたします。

なお、特に下記事項にご留意ください。

記

1. 従来の「小学校就学前までの乳幼児」及び「小学校 1 年生～小学校 3 年生修了前までの児童」の医療証と「小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童」の医療証が異なります。
※小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童の医療証は、有効期間が入院のみの表示になります。
2. 「小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童」に対する支給は、入院のみが対象です。対象者が限定されるため、医療証は申請を行った方に対してのみ発行いたします。急な入院等で医療証を持っていない場合は、手続きを行って医療証を提示するようご案内をお願いします。
3. 「小学校 4 年生～中学校 3 年生修了前までの児童」が一部負担金の支払いまでに医療証を提示しなかった場合は、通常の一部負担金を徴収し、領収証を発行してください。領収証を市役所または支所の窓口に表示することにより、自己負担額を控除した額の支給を申請することができますので、ご案内をお願いします。
4. 重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療適用者については、それぞれの制度が優先となります。

お問い合わせ先

飯塚市役所 医療保険課 医療給付係

〒820-8501

福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

電話 0948-22-5500(代) 内線 1144

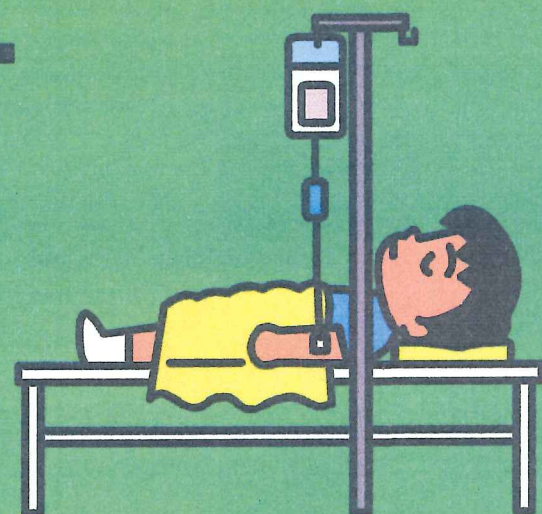
FAX 0948-25-0560(直通)

メール iryou@city.iizuka.lg.jp

平成27年1月から

飯塚市子ども医療費支給制度が 中学1～3年生の入院

について適用されます



- ・ご利用には手続きが必要です（平成27年1月から申請受付）
- ・自己負担の額は1日500円（月7日限度）
- ・医療証の提示ができずに通常の3割負担を支払ったときは、市役所の医療保険課または支所の市民窓口課の窓口で領収証を提出して子ども医療費の申請をしてください

手続き・お問い合わせ先

飯塚市役所 医療保険課 医療給付係 0948-22-5500(代) 内線1144

※1階の 2-1 窓口で800番の番号札をお取りください

穂波支所 市民窓口課 保健福祉係 0948-22-0380(代) 内線2121~2124

※穂波支所への電話は市役所本庁に一旦転送されますので、穂波支所に御用の旨をお伝えください

筑穂支所 市民窓口課 保健福祉係 0948-72-1100(代)

庄内支所 市民窓口課 保健福祉係 0948-82-1200(代)

額田支所 市民窓口課 保健福祉係 09496-2-2211(代)